

## 令和7年度上半期(R7年4月1日～R7年9月30日)相談件数

### 【県】

相談内容 の類型  受付機関	行政機関等			事業者			雇用の 分野に關す るもの	その他	R7年度 上半期 計	R6年度
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備				
県障がい福祉課	0	1	0	2	10	0	1	14	28	60
県教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
県警察本部	0	4	1	0	0	0	0	0	5	4
計	0	5	1	2	10	0	1	15	34	67

### 【市町】

相談内容 の類型  受付機関	行政機関等						事業者			雇用の 分野に關 するもの	その他	R7年度 上半期 計	R6年度
	不当な差別的 取扱い		合理的な配慮		環境の整備		不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備				
	一般 行政	教育 委員会	一般 行政	教育 委員会	一般 行政	教育 委員会							
市町	3	0	0	7	0	1	2	3	1	1	5	23	28

## 【障がい者団体】

### 1 相談件数

相談内容 の類型 受付団体	行政機関等			事業者			雇用の 分野に関 するもの	R7年度 上半期 計	R6年度
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備			
三重県障害者団体連合会	0	0	1	0	0	0	1	2	4
三重県知的障害者育成会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県精神保健福祉会	1	0	0	1	0	0	0	2	7
三重県視覚障害者協会	0	1	0	0	0	2	0	3	0
三重県聴覚障害者協会	0	0	0	0	0	0	0	0	1
三重難病連	0	0	0	2	0	0	0	2	12
計	1	1	1	3	0	2	1	9	24

### 2 相談内容

- ・障がい者の相談について、「出逢い」を応援しています！という「みえ出逢い」を紹介しましたが、本人が電話して相談したら、携帯電話から手続きをするように言われ、ガラ携では手続きができないと言われた。携帯を買換える余裕もなく対応に憤慨していた。デジタル化を推進している社会に対応できない人もいることの理解がない。
- ・雇用の問題では、障害者雇用で一般就労しているが、立場的に雇用してもらっているという気持ちがあり、あまり意見が言えないと問題を抱えている。自分で抱え込まないでジョブコーチに相談するように話をした。
- ・宗教団体に広報誌の勧誘や外出先を聞かれ困っている。

- ・視覚障がい者から、選挙の投票日、市役所内に設置された投票所に投票に行った際、投票所に点字器が用意されていなかったため、代理投票となり、第三者に投票内容を知られることになったため不快な思いをした。」と相談があった。市選挙管理委員会にその旨連絡したところ、投票日当日の事案が発生した時間帯には、投票所には他部署からの応援者2名がいたが、応援職員に点字器設置の周知が徹底されていなかったため、今後周知徹底するとの回答が、市選挙管理委員会からあった。
- ・視覚障がい者から、「ある国道の交差点付近の点字ブロックは、悪天候の時には雨水が溜まり、歩行し難いため改善してほしい。」と相談があった。当協会が、国土交通省中部整備局三重河川国道事務所に連絡し、改善について依頼した。
- ・視覚障がい者から、「ある駅の跨線橋の階段には腐食による穴が開いている箇所があり、昇降が危険なので補修してほしい。」と相談があった。当協会が鉄道会社のサービス相談室に連絡し改善について依頼した。
- ・下垂体前葉機能低下症を患っている。勤務表の名前を勝手に消された。グループラインから外された。医療保険が勝手に切られていた。一方的でなんの説明もなかった。心理的虐待を受けた。社長が障がい者を虐待している、他にも不正していることに対して、指摘したことが原因かもしれない。労働局に相談し、助言、指導してもらい、態度は変わってきた。
- ・派遣会社は2ヶ月毎に更新していた。難病(再生不良性貧血)で入院になった時、まだ契約期間があったにもかかわらず、病院まで退職届を持ってきて、記入の催促をされ、退職となった。

### 3 相談対応における課題

- ・相談者の気持ちに寄り添いながら傾聴し、相談者が納得できる形で解決するかどうかが課題。関係機関との連携、デジタル化推進の問題点を感じます。
- ・障がい者雇用で企業の理解も進んでいると感じますが、一緒に働く人とのコミュニケーションの難しい人が気持ちに波があり、話を聞いてくれる場を求めている。
- ・自分の住んでいる町は、他の市町と比べて、精神障がい者医療費助成が遅れているのはどういうことですかとお尋ねがありました。
- ・視覚障がい者への投票所の合理的配慮として、「障がいのある方に対する投票所での対応例(令和5年1月総務省選挙部管理課)」において、視覚障がい者が点字投票をするために、投票所には点字器を用意することとされているため、周知を徹底していただきたい。